

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 13 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 7 月 10 日経企第 931 号) (実施期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この附則は、令和 2 年 7 月 10 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</li> <li>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならない 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (特例 5 G の提供に関する経過措置)</li> <li>3 5 G 契約の申込みを請求する者 (令和 2 年 7 月豪雨にかかる災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類 (以下この附則において「確認書類」といいます。)の提示が困難と当社が認めるときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に限り、第 8 条 (一般契約申込の方法) 及び第 23 条 (その他の提供条件) の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) その申込みをする者が個人であるとき。</li> <li>(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。</li> </ol> </li> <li>4 前項の規定により契約を締結した 5 G (以下この附則において「特例 5 G」といいます。) の提供条件は、次のとおりとします。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第 15 条 (一般契約に係る名義変更) 及び第 23 条 (その他の提供条件) に規定する名義変更を請求することはできません。</li> <li>(2) 特例 5 G に係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例 5 G をその一括請求先とすることはできません。</li> <li>(3) 特例 5 G に係る契約 (以下この附則において「特例 5 G 契約」といいます。)の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する X i 契約または X i コピキタス契約の申込みをすることはできません。</li> <li>(4) 第 81 条 (料金明細内訳書の発行等) に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに d 払い(iD)利用規約に規定する d 払い(iD)に係る請求を行うことはできません。</li> <li>(5) 第 85 条 (ケータイ払い) に規定するケータイ払いを利用することはできません。</li> <li>(6) (1) から(5) 以外の提供条件は、特例 5 G については改正後の規定における 5 G の場合に準ずるものとします。</li> </ol> </li> <li>5 特例 5 G 契約を締結している者 (以下この附則において「特例 5 G 契約者」といいます。)は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属 5 G サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例 5 G 契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結した 5 G 契約へ移行したものとみなします。</li> <li>6 当社は、令和 3 年 1 月 31 日までの間において、特例 5 G 契約者から確認書類の提示がなかったときは、その 5 G サービスの利用を停止することがあります。</li> <li>7 当社は、前項の規定により 5 G サービスの利用を停止された特例 5 G 契約者が、令和 3 年 2 月 14 日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例 5 G 契約を解除することがあります。</li> </ol>	<p>第 1 章～第 13 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 7 月 10 日 経 企 第 931 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 7 月 10 日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (特例 X i の提供に関する経過措置)</p> <p>3 X i 契約の申込みを請求する者 (令和 2 年 7 月豪雨にかかる災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用されたことを当社が確認した地域を住所若しくは居所又は請求書等の送付先とする者に限ります。)であって、次の(1)及び(2)の条件を満たすとき及び当社がその契約申込みの内容を確認するための書類 (以下この附則において「確認書類」といいます。)の提示が困難と当社が認めるときは、その契約の申込みをする者は、この附則実施の日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に限り、第 8 条 (一般契約申込の方法) 及び第 21 条 (その他の提供条件) の規定にかかわらず、その契約の申込みにおいて確認書類の提示を要しません。</p> <p>(1) その申込みをする者が個人であるとき。</p> <p>(2) 料金等の支払方法を口座振替又はクレジット払いとするとき。</p> <p>4 前項の規定により契約を締結した X i (以下この附則において「特例 X i」といいます。) の提供条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 第 14 条 (一般契約に係る名義変更) 及び第 21 条 (その他の提供条件) に規定する名義変更を請求することはできません。</p> <p>(2) 特例 X i に係る料金等が当社が提供する他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されるときは、その特例 X i をその一括請求先とすることはできません。</p> <p>(3) 特例 X i に係る契約 (以下この附則において「特例 X i 契約」といいます。)の解除と同時に新たに X i ユビキタス契約又は 5 G サービス契約約款に規定する 5 G 契約の申込みをすることはできません。</p> <p>(4) 第 81 条 (料金明細内訳書の発行等) に規定する料金明細内訳書の発行及び通話料金明細内訳の閲覧並びに用途別集計の利用に係る請求並びに d 払い(iD)利用規約に規定する d 払い(iD)に係る請求を行うことはできません。</p> <p>(5) 第 85 条 (ケータイ払い) に規定するケータイ払いを利用することはできません。</p> <p>(6) (1) から(5) 以外の提供条件は、特例 X i については改正後の規定における X i の場合に準ずるものとします。</p> <p>5 特例 X i 契約を締結している者 (以下この附則において「特例 X i 契約者」といいます。)は、確認書類の提示が可能となったときは、直ちにその書類を所属 X i サービス取扱所へ提示していただきます。この場合において、その特例 X i 契約は、当社が確認書類の提示を確認した日において、改正後の規定により当社と締結した X i 契約へ移行したものとみなします。</p> <p>6 当社は、令和 3 年 1 月 31 日までの間において、特例 X i 契約者から確認書類の提示がなかったときは、その X i サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>7 当社は、前項の規定により X i サービスの利用を停止された特例 X i 契約者が、令和 3 年 2 月 14 日までの間において、なおその事実を解消しないときは、その特例 X i 契約を解除することがあります。</p>	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p> <p>附 則（令和2年7月10日経企第931号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和2年7月10日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （料金明細内訳書の発行等に関する経過措置）</p> <p>3 Xiサービス契約約款附則（令和2年7月10日経企第931号）に規定する特例Xi契約者又は5Gサービス契約約款附則（令和2年7月10日経企第931号）に規定する特例5G契約者が、この附則実施の日から令和3年2月14日までの間に、音声利用IP通信網サービスを締結したときは、その音声利用IP通信網サービス契約について、第72条（料金明細内訳書の発行等）に規定する料金明細内訳書の発行及び通信料金明細内訳の閲覧に係る請求を行うことができません。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表6（略）</p>